

改正債権法の要点解説（9）

—請負・委任—

改正債権法の要点解説第11回では、「請負」「委任」の改正点について説明します。

ここでは、各種契約に共通する改正点について横断的に解説した後、役務提供型契約の請負と委任について、改正法の紹介とコメントを織り交ぜながら、わかりやすく解説します。

第1 各種契約に共通する改正点

各種契約（贈与、売買、消費貸借、使用貸借、賃貸借、雇用、請負、委任、寄託、組合）のうち、横断的に共通する4つの改正がなされました。

1つ目は、**担保責任に関する改正**です。有償契約について、現行法は、売主の担保責任を規定し（560条～579条）、これを他の有償契約にも準用したうえで（559条）、請負などでは特則を置いています。

改正法においても、この構造は変わりませんが、全体を通じて、担保責任は契約上の責任であることが明確になっています。売買契約や請負では、まず契約上の義務があるか否か、義務があるとされた場合には、なされた給付がそれに適合しているか否か、適合していない場合には、買主に幾つかの救済が与えられるというシンプルな構造となっています。無償契約についても同様ですが、ただ、有償契約と違う点は、相手方の救済手段を定めるのではなく、債務者は、契約上どのような義務を負うか、という視点から改正されています。

2つ目は、**要物契約（消費貸借、使用貸借、寄託）**を、一定の要件のもとで諾成化したことです。現行法では、要物契約は、相手方が目的物を受け取ることによって効力を生ずると規定されています（587条、593条、657条）。

改正法では、消費貸借は、書面による場合でも契約は成立し（587条の2）、使用貸借と寄託は、合意だけで成立すると明記されました（593条、657条）。ただし、目的物を受け取るまでは、一定の要件のもとに、当事者が契約から離脱することを認めています。

3つ目は、**役務提供型の契約の報酬請求権**に関する規定です。改正法では、雇用、請負、委任、寄託というサービス型の契約について、結果として役務が提供されなか

った場合の報酬に関する規定が置かれました（624条の2、634条、648条、648条2の、665条）。

最後は、**契約の終了に関する規律**が整備されたことです。改正法では、貸借型の契約（貸貸借、使用貸借、消費貸借）の終了、役務提供型の契約（請負、委任、雇用）の終了、継続契約（使用貸借、貸貸借、雇用）の終了、契約当事者の一方の破産による終了に関する規定が新たに規定されました。

第2 請負

1 報酬に関する改正点

(1) 注文者が受ける利益の割合に応じた報酬の規律化（新法 634 条）

「注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合」において、請負人が既にした仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなし、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる旨の改正がなされました¹。

また、「請負が仕事の完成前に解除された場合」も、請負人は、上記と同様に、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求できるようになりました。

(2) 改正後の報酬請求権の扱い

請負契約では、請負人は仕事を完成する義務を負い、注文者はその仕事の結果に対して報酬を支払う義務を負います（旧法 632 条）。報酬の支払時期は、目的物の引渡しと同時ですが、引渡しを要しないときは、仕事を完成した後となります（旧法 633 条）。この規律については、改正法でも変わりません。

しかし、現行法では、請負人の仕事が完成しなかった場合における報酬請求権の帰趨について明文の規定がなかったため、改正法では、誰に帰責事由があるかによって、分けて規律しました。注文者に帰責事由があったために仕事が完成できない場合については、危険負担の規定によることとなります（新法 536 条 2 項）。

注文者にも請負人にも帰責事由がない場合、あるいは、請負人に帰責事由がある場合については、新法 634 条が適用されます。これらの場合、請負人が既にした仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって、注文者が利益を受けるときは、その部分は仕事の完成とみなされ、注文者が受ける利益の限度で、請負人は報酬を請求することができます。この報酬には費用も含まれると説明されています。この規律は、仕事完成前に請負契約が解除された場合にも及ぶこととなります。

¹ 大判昭和 7 年 4 月 30 日、最判昭和 56 年 2 月 17 日を踏まえた内容。

2 請負人の担保責任に関する改正点

(1) 請負人の担保責任に関する改正法の考え方

仕事の目的物が契約の内容に適合しない場合の請負人の担保責任について、改正法では、基本的に、民法 559 条により売買の担保責任の規定を準用することで売買と同様の規律が及ぶものとした上で、売買と重複する規定や合理性の認められない規定（634 条，635 条，638 条～640 条）を削除するなどして、規定を整理しました。

まず、仕事の目的物に瑕疵があるときの注文者の請負人に対する修補請求権や損害賠償請求権（旧法 634 条 1 項 2 項）について、改正法では、売買の担保責任について目的物の修補等による追完請求ができ（新法 562 条）、売主の債務不履行責任の一環として、修補に代えて、又は修補とともに損害賠償請求ができるため（新法 564 条）、売主の担保責任の規定を準用しています（新法 559 条）。

注文者の解除権（旧法 635 条）について、改正法では、契約解除に債務者の帰責事由を問わないこととされたため（新法 541 条）、削除されました。

また、請負人の担保責任の存続期間の特則（旧法 638 条）は、後記の規律に一元化されることになり、担保責任の存続期間の伸長（旧法 639 条）や担保責任を負わない旨の特約（旧法 640 条）も特則を設けないということで、改正法では、いずれも削除されました。

この結果、請負人の担保責任に関する請負固有の規定としては、新法 636 条と同 637 条の 2 か条が残るのみとなりました。

(2) 担保責任に関する固有の規定（新法 636 条，同 637 条）

新法 636 条は、契約不適合が注文者の供した材料の性質や注文者の指図によって生じた場合に担保責任を制限する規定であり、旧法 636 条と実質的に変わりません。もともと、新法では、仕事の目的物が契約の内容に適合しないことが注文者の責めに帰すべき事由によるものである場合には、注文者は追完請求や報酬減額請求をすることができない旨を規定していますが（新法 559 条，562 条 2 項，563 条 3 項）、請負においては、注文者の供給した材料を加工したり、注文者から指図を受けたりすることが少なくないことから、より具体的な規定を設けたものです。

次に、新法 637 条は、目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限について、売買の規律（新法 566 条）と揃えたものです。請負の場合は、売買と異なり、引渡しを要しない場合もありますので、注文者が契約不適合を知った時から 1 年以内に請負人に通知することで、担保責任の追及権を保全できる旨を規定したもので、

注文者に有利に変更したものといえます。もっとも、請負人が引渡しの時又は仕事の終了の時に仕事の目的物が契約の内容に適合しないことを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、そのような請負人を保護すべき理由はないから、この期間制限は適用がないとされています（同条2項）。

改正法では、この2か条を含め、売買契約の売主の担保責任と請負の担保責任を実質的に揃えた内容となっています。

3 破産手続の開始による解除に関する改正点

(1) 請負人の解除権の制限（新法642条1項ただし書）

注文者が破産した場合、請負人又は破産管財人は契約の解除をすることができますが、請負人は、仕事を完成した後は、契約を解除できないとする規定が置かれました。

(2) 改正の趣旨

注文者が破産したときに仕事が未完成であれば、請負人は、注文者の破産により報酬の支払が当てにできなくなっているため、そのような請負人を契約から解放する必要がありますが、仕事完成後であれば、その必要はありません。そのため、改正法では、規律内容を合理化したものです。請負人は、報酬債権を破産債権として届け出ることになります。

第3 委任

1 復委任に関する改正点

(1) 新法644条の2第1項

復委任の選任要件について、一般的な解釈に従い、受任者が自己執行義務を負うことを前提として、委任者の許諾を得たこと又はやむを得ない事由があることを要する旨を明文化しました。

現行法では、復委任者の行為については、復代理に関する104条が類推適用され、本人の許諾を得たとき、またやむを得ない事由があれば、復代理人が第三者との間でした法律行為の効果は本人に及ぶと解されています。しかし、本人に効果が及ぶかどうかは外部関係に関する問題であるのに対し、復委任の有効性は、復委任者に事務を処理させることが委任者に対する債務不履行となるかどうかという内部関係に関する問題です。

そこで、復委任者の選任については、復代理の規定とは別に、復委任の内部関係に関する規律として、委任の規定の中で改正されたものです。

(2) 同条第2項

これは、受任者が復受任者を選任した場合の委任者と復受任者の関係、つまり復受任者が委任者に対してどのような権利義務を有するのか、という復委任の内部問題についての規定です。現行法には固有の規定はありませんが、改正法では、復受任者が委任者に対し、その権限の範囲内で、受任者と同一の権利を有し、義務を負うことが明文化されました。

2 報酬に関する改正点

受任者の報酬について、事務処理の成果に対して報酬が支払われる場合の支払時期に関する規定が追加され（新法 648 条の 2）、委任が履行の途中で終了した場合について、割合的な報酬請求を受任者の帰責事由の有無にかかわらず認める規定が整備されました（新法 648 条 3 項）。

現行法では、受任者の責めに帰することができない事由によって委任事務が途中で終了した場合にのみ既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができました（旧法 648 条 3 項）。

改正法では、委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務の履行をすることができなくなった場合又は委任が履行の途中で終了した場合にも、履行の割合に応じて報酬を請求することが認められることとなります。これは、役務提供契約における報酬の横断的改正の一環をなすものです。

また、改正法では、成果に対して報酬を支払う旨の合意がされた場合に関する規定を設け、その成果が引渡しを要するものである場合の報酬の支払時期について引渡しと同時に支払わなければならない（新法 648 条の 2 第 1 項）、成果が得られる前に委任事務の履行をして成果を得ることができなくなった場合又は成果が得られる前に委任が解除された場合には、一定の要件の下で、受任者は、割合的な請求をすることができます（同条第 2 項、634 条）。

3 委任の解除に伴う改正点

現行法では、相手方に不利な時期に解除した場合の損害賠償義務の規定しかありませんでしたが（旧法 651 条 2 項）、判例は、受任者の利益をも目的とする委任について、原則として同条による解除はできない²としつつ、例外として、①やむを得ない事由があれば解除できる³、また②やむを得ない事由がなくても、委任者が委任

² 大判大 9・4・24 民録 26・562

³ 最判昭 40・12・17 裁判集民 81・561

契約の解除権自体を放棄したものと解されない事情がある場合、委任者は委任契約を解除でき、ただし受任者に生ずる不利益について損害を賠償する⁴としていました。

改正法では、これらの判例法理を踏まえ、委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除した場合を追加しました（新法 651 条 2 項）。

（参考文献）

- ・ 一問一答民法（債権関係）改正 商事法務
- ・ 講義債権法改正 商事法務

（執筆者 弁護士 植村 京子）

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではありませんので、個別の案件については、当該案件の個別の状況に応じた弁護士の助言を受けて下さい。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

⁴ 最判昭 56・1・19 民集 35・1・1